IV 算定した最低生計費の位置

1. 最低賃金との比較

2007年改正の最低賃金法9条3項では「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係わる施策との整合性に配慮するものとする」と、生活保護と最低賃金との整合性が明記された。

しかし、最低賃金額の目安となると考えられ る生活保護基準額について、その保護基準額を 構成している生活費のどの部分までを含めるか によって、保護基準額は異なってくる。中央最 低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃 金額改定の目安について」では、「若年単身世帯 の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住 宅扶助の実績値を加えたもの」を生活保護基準 額とみなしている。もう少し詳しくみると、保 護基準額は、生活扶助基準(1類+2類+冬季 加算+期末一時扶助費)+住宅扶助の実績値と みなし、これに税・保険料を考慮して、0.864で 割っている。しかし、これには勤労に伴う必要 経費である基礎控除や特別控除は含まれていな いことに注意を要する。また、通勤費や労働組 合費といった実費控除が含まれていない。これ らを加えるとすれば、保護基準額は月約5万円 高くなるのである。上記の保護基準額には、こ うしたことが考慮されていないのである。

(1)首都圏の最低賃金

算定した「最低生計費」の対象となったモデル世帯の世帯主の勤務先は、東京都内と想定した。したがって、東京都の最低賃金額が比較の対象となる。

東京都の平成20年の改定額は766円である。目標とされる最低賃金額は819円であり、まだその 乖離は53円ということになる。

まず、平成20年の改定額766円でみると、その 月額は13万3,131円 (中央最低賃金審議会で用い ている労働時間月173.8時間で計算)となる。し かし、この算定ベースとなった月173.8時間は、現実に働いている実労働時間との差が大きい。 東京都の平成19年年平均総実労働時間は150.4時間である(毎月勤労統計調査地方調査、産業計、事業所規模5人以上より)。これを用いると改定最低賃金の月額は11万5,206円にしかならないのである。

また、目標とされる最低賃金額819円でみると、月労働時間173.8時間で計算すると、その月額は14万2,342円となる。この額が保護基準額に相当する。しかし、上記の総実労働時間150.4時間で計算すると、最低賃金の月額は12万3,178円にしかならないのである。

つまり、仮に保護基準額を14万2,342円とした場合でも、目標となる最低賃金額は、月労働時間をどのように想定するかによっても、大きく変わるのである。中央最低賃金審議会の答申にある月労働時間173.8時間を用いれば、最低賃金は時給819円であるが、総実労働時間150.4時間を用いれば、946円となる。その差は127円にもなる。

(2)最低賃金との比較

若年単身世帯モデルでの算定した「最低生計費」は、月23万3,801円である。これには税金や保険料が含まれている。また、勤労に伴う必要経費が入っている。これを、上記の中央最低賃金審議会で用いた月労働時間173.8時間で計算すると、時給は1,345円となる。また、上記の月総実労働時間150.4時間で計算すると、時給は1,554円となる。

これからみるように、算定した若年単身世帯の「最低生計費」の保護基準相当額と保護基準 と比較して、その差は2.1%保護基準相当額が高いだけであることを考慮しても、保護基準との整合性のある最低賃金額として、上記の1,555円という水準は妥当なものである。

2. 生活保護基準との比較

(1) 生活保護基準

①20歳代単身世帯の場合

さいたま市のような大都会は、「1級地-1」と ランクされ、基準額は最も高くなる。まず、日常 生活費として算定される個人単位の「生活扶助 費」として、「第1類」がある。その額は、年齢階層 別に定められ、20歳~40歳は月額4万270円であ る。日常生活費の中の世帯単位で消費される部 分は「第2類」とされ、その額は世帯人員毎に定め られ、単身者の場合には月額4万3,430円である。 従って、生活扶助額の合計は、第1類と第2類を 合わせた額となり、8万3,700円である。

その他、当該モデルのように賃貸アパートに住んでいる場合には、「住宅扶助」が支給される。その「一般基準」は月額1万3,000円としているが、大都会ではこのような低額のアパートは存在しないため、「特別基準」が定められている。埼玉県の場合、特別基準は単身世帯で4万7,700円以内となっている。当該モデルのほぼ家賃に近似している。また、暖房費として冬季加算(11月から3月まで)が埼玉県の場合には月3,090円が支給される。その他、期末一時扶助費(12月)として1万4,180円の支給がある。冬季加算と期末一時扶助費を月に直すと、2,469円となる。

従って、生活扶助額と住宅扶助額、冬季加算、 期末一時扶助費を合計すると、月13万3,869円と いうことになる。

ただし、勤労している場合には、勤労に伴う必要経費として「基礎控除」が認められる。また、年間収入に対する勤労に伴う必要経費として「特別控除」が認められる。それは、収入額に応じて決められるが、例えば、月の収入が13.3万円とすると、基礎控除は2万5,520円となる。また、特別控除は年間収入に対して1割と定めているので、その額は16万643円である。これを12ヶ月で割ると1万3,300円となる。従って、基礎控除額と特別控除額を加えると月3万8,820円の勤労にともなう必要経費(勤労控除)が認められる。

以上のことから、若年単身世帯モデルの生活 保護制度による保護基準は、勤労控除を加える と17万2,776円ということになる。言うまでもなく、この額には税金や保険料が含まれていない。 生活保護受給者はそれらが免除されている。また、病気などで医療費がかかる場合には、別途 医療扶助が現物で支給される。

②30歳代夫婦のみ世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、30歳代夫婦のみ世帯の場合には、生活扶助費1類8万540円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、2人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、基礎控除2万9,810円(夫収入19万3,000円、配偶者病弱(以下同じ)とすると)、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、23万5,283円となる。

③30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、30歳代夫婦と 未婚子1人世帯の場合には、生活扶助費1類11万 4,610円、同2類5万3,290円、住宅扶助特別基準 額上限6万2,000円、3人世帯の冬季加算と年末 一時扶助費の月当たり額2,772円、基礎控除3万 2,680円(収入23万3,000円とすると)、特別控除月 当たり1万6,348円となり、これらを合計したも のを保護基準額とすると、27万8,700円となる。

④40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、40歳代夫婦と 未婚子2人世帯の場合には、生活扶助費1類15万 4,600円、同2類5万5,160円、住宅扶助特別基準 額上限6万2,000円、4人世帯の冬季加算と年末 一時扶助費の月当たり額2,985円、基礎控除3万 3,190円(収入27万5,000円とすると)、特別控除月 当たり1万6,348円となり、これらを合計したも のを保護基準額とすると、32万4,283円となる。

⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、50歳代夫婦と未婚子2人世帯(子ども1人は夜間大学に通学)の場合には、生活扶助費1類15万8,710円、同2類5万5,160円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、4人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,985円、基礎控除4万8,120円(夫収入17万5,000円、大学生10万円とすると)、特別控除月当たり2万4,848円となり、これらを

合計したものを保護基準額とすると、35万1,823 円となる。

⑥50歳代夫婦のみ世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、50歳代夫婦のみ世帯の場合には、生活扶助費1類7万6,360円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、2人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、基礎控除2万9,530円(収入18万9,000円とすると)、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、23万823円となる。

⑦30歳代母親と未婚子1人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、30歳代母親と 未婚子1人世帯の場合には、生活扶助費1類7万 4,340円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準 額上限6万2,000円、2人世帯の冬季加算と年末 一時扶助費の月当たり額2,515円、基礎控除2万 9,240円(収入18万7,000円とすると)、特別控除月 当たり1万6,348円となり、これらを合計したも のを保護基準額とすると、22万8,513円となる。

⑧70歳代単身世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、70歳代単身 世帯の場合には、生活扶助費1類3万2,340円、 同2類4万3,430円、住宅扶助特別基準額4万 7,700円、冬季加算と年末一時扶助費の月当たり 額2,469円、これらを合計したものを保護基準額 とすると、12万5,939円となる。

970歳代夫婦のみ世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、70歳代夫婦のみ世帯の場合には、生活扶助費1類6万4,680円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、これらを合計したものを保護基準額とすると、17万3,265円となる。

(2)生活保護基準と算定された「最低生計費」との比較

①20歳代単身世帯の場合

上記の若年単身世帯モデルの生活保護制度に よる保護基準とここで算定された「最低生計費」 とを比較することにするが、その場合、生活保 護受給世帯の場合には免除されている税金や保 険料、NHK受信料や医療扶助相当額、実費控除として通勤費や労働組合費を「最低生計費」 から差し引いた額で比較するのが妥当であろう。

当該モデルの生活保護制度による保護基準17 万2,776円を100として、算定された「最低生計 費」の保護基準相当額17万6,456円は、102.2と ほとんど同額である。

ここで算定された「最低生計費」の額は、き わめて現実的で切実な労働者の要求額を反映し たものであることがわかる。結果的に、現在の 保護基準の額が最低限必要な額と近似している ことを証明する形になっている。

改定された最低賃金法によれば、生活保護制度と最低賃金制との整合性への配慮が唱われている。ここで算定された「最低生計費」は、まさに最低限必要な財やサービスを積み上げて算定された最低生計費である。

②30歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、上記保護基準23万5,283円を100 とすると、算定された「最低生計費」の保護基 準相当額27万6,971円は、117.7となる。

③30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

同様にして、上記保護基準27万8,700円を100 とすると、算定された「最低生計費」の保護基 準相当額33万4,057円は、119.9となる。

④40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

同様にして、上記保護基準32万4,283円を100 とすると、算定された「最低生計費」の保護基 準相当額41万5,640円は、128.2となる。

⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

同様にして、上記保護基準35万1,823円を100 とすると、算定された「最低生計費」の保護基 準相当額47万7,968円は、135.9となる。

⑥50歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、上記保護基準23万823円を100と すると、算定された「最低生計費」の保護基準 相当額28万3,354円は、122.8となる。

⑦30歳代母親と未婚子1人世帯の場合

同様にして、上記保護基準22万8,513円を100 とすると、算定された「最低生計費」の保護基 準相当額26万3,220円は、115.2となる。母子加 算を含めた保護基準25万1,773円を100とした場 合には、104.5となる。

⑧70歳代単身世帯の場合

同様にして、上記保護基準12万5,939円を100 とすると、算定された「最低生計費」の保護基 準相当額17万1,795円は、136.4となる。老齢加 算を含めた保護準14万3,869円を100とした場合 には、119.3となる。

970歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、上記保護基準17万3,265円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額23万6,962円は、136.8となる。老齢加算を含めた保護基準20万9,125円を100とした場合には、113.3となる。

3. 「最低生計費」未満の人々の割合

では、算定された「最低生計費」に満たない人々の割合はどれくらい存在するのであろうか。

図III-1~9までは、厚生労働省「国民生活基礎調査」から作成されたものである。それぞれ、年齢階層別、世帯構成別に所得金額階級別分布をみたものである。平成17年の調査結果から、算定された「最低生計費」未満の割合をみることにする。

①20歳代単身世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約281万円未満の 割合は、74.6%となる。

仮に、算定された「最低生計費」を保護基準とすると、税金・保険料が免除され、医療費の内、医薬品と保健医療サービスは別途医療扶助として支給される。また、通勤費や労働組合費は実費控除され、NHK受信料も免除される。これらを算定された「最低生計費」から差し引いた「保護基準相当額」は、年額約212万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、59.4%となる。

また、生活扶助額、住宅扶助額、冬季加算、 年末一時金、基礎控除、特別控除を加えた保護 基準額は、年額約207万円である。この保護基準 額未満の割合は、57.9%となる。

②30歳代夫婦のみ世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約427万円未満の 割合は、27.4%となる。 同様にして、「保護基準相当額」は、年額約332万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、15.4%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約282万円である。この「保護基準額」未満の割合は、9.1%となる。

③30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約522万円未満の 割合は、44.0%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額401 万円である。この「保護基準相当額」未満の割 合は、23.0%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約334万円である。この「保護基準額」未満の割合は、13.8%となる。

④40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約676万円未満の 割合は、39.9%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額499 万円である。この「保護基準相当額」未満の割 合は、21.4%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約389万円である。この「保護基準額」未満の割合は、11.8%となる。

⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約901万円未満の 割合は、54.8%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額574 万円である。この「保護基準相当額」未満の割 合は、30.3%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約422万円である。この「保護基準額」未満の割合は、16.5%となる。

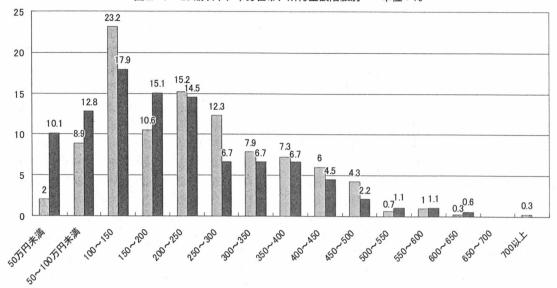
⑥50歳代夫婦のみ世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約445万円未満の 割合は、31.2%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額340 万円である。この「保護基準相当額」未満の割 合は、22.6%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約277万円である。この「保護基準額」未満の割合は、15.9%となる。

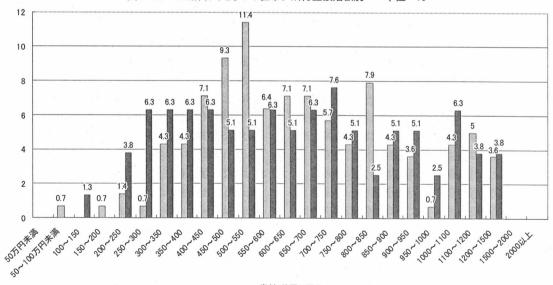
図Ⅲ-1 29歳以下、単身世帯、所得金額階級別 単位:%



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

■平成12年 ■平成17年

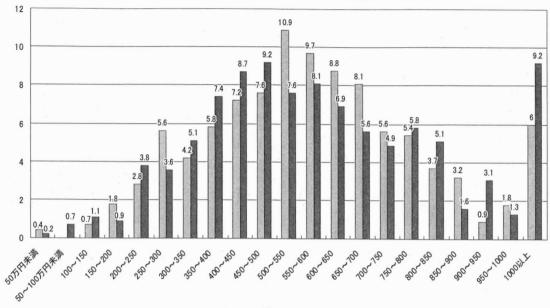
図Ⅲ-2 30歳代、夫婦のみ世帯、所得金額階級別 単位:%



資料:前図に同じ

□ 平成12年 ■ 平成17年

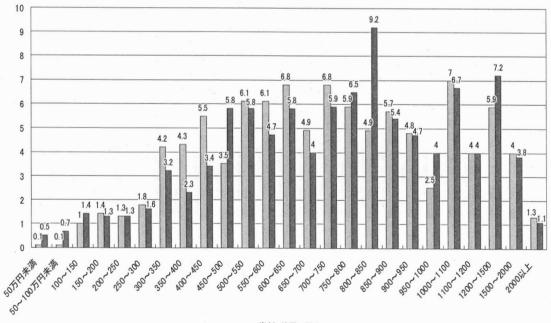
図Ⅲ-3 30歳代、夫婦と未婚子世帯、所得金額階級別 単位:%



資料:前図に同じ

□平成12年 ■平成17年

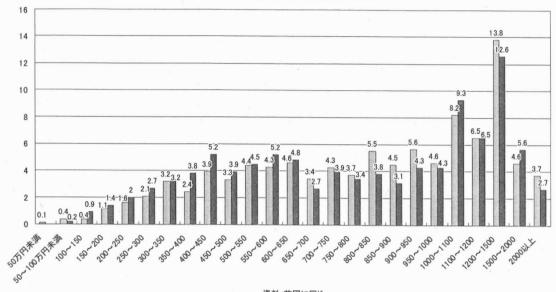
図 III-4 40 歳代、夫婦と未婚子世帯、所得金額階級別 単位:%



資料:前図に同じ

□平成12年 ■平成17年

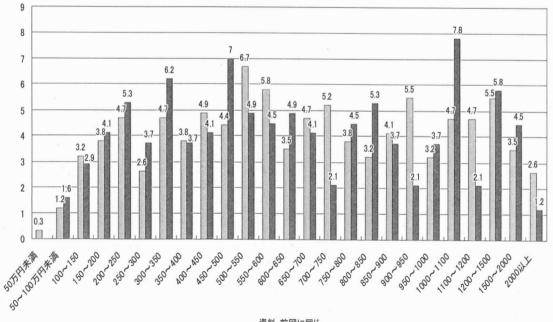
図III-5 50歳代、夫婦と未婚子世帯、所得金額階級別 単位:%



資料:前図に同じ

□ 平成12年 ■ 平成17年

図III-6 50歳代、夫婦のみ世帯、所得金額階級別 単位:%

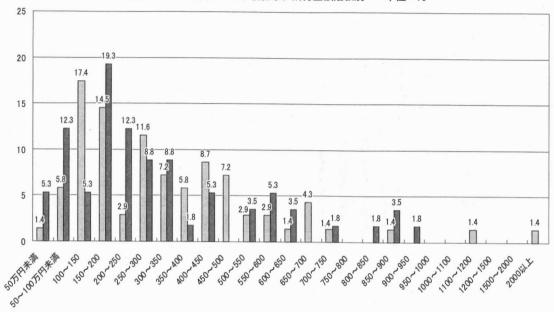


資料:前図に同じ

■平成12年 ■平成17年

労働総研クォータリーNo.73•74

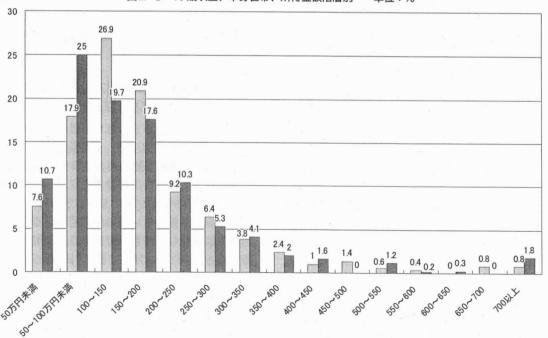
図Ⅲ-7 30歳代、ひとり親世帯、所得金額階級別 単位:%



資料:前図に同じ

□ 平成12年 ■ 平成17年

図Ⅲ-8 70歳以上、単身世帯、所得金額階層別 単位:%



資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』より

□平成12年 ■平成17年

図 III - 9 70歳以上、夫婦のみ世帯、所得金額階級別 単位:%

□ 平成12年 ■ 平成17年

⑦30歳代母親と未婚子1人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約421万円未満の 割合は、76.1%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額約316万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、66.1%となる。

また、同様にして、母子加算を除いた「保護 基準額」は、年額約274万円である。この「保護 基準額」未満の割合は、58.7%となる。

⑧70歳代単身世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約246万円未満の 割合は、82.5%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額206 万円である。この「保護基準相当額」未満の割 合は、74.2%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約 151万円である。この「保護基準額」未満の割合 は、55.8%となる。

970歳代夫婦のみ世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約365万円未満の 割合は、62.7%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額284

万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、39.3%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約208万円である。この「保護基準額」未満の割合は、21.3%となる。

4. 所得分布の2極化-貧困層の単身 世帯やひとり親世帯への特化-

上記のように、算定された「最低生計費」及びその「保護基準相当額」、「保護基準額」未満の割合は、世帯類型別にみると、はっきりとした違いを見て取ることができる。

上記の図Ⅲ-1~9までをみると、所得の分布が、低い層に偏っているのが、若年単身世帯であり、30歳代ひとり親世帯であり、高齢単身世帯である。これらの世帯では、年間300万円未満の割合は、77.1%、63.3%、89.6%と、5割をはるかに超えている。それに対し、所得が中間層に固まって分布しているのが、30歳代夫婦のみ世帯であり、30歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、また、50歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、50歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、50歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、50歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、50歳代夫

婦のみ世帯である。これらの世帯では、年間300万円未満の割合は、11.4%、10.3%、6.8%、7.2%、17.6%と、1割前後と極めて少ないことが分かる。その中間にあるのが、高齢夫婦のみ世帯である。この世帯では、300万円未満の割合は43.7%と5割には満たないが、比較的多く存在している。

これらに共通しているのは、一方が単身世帯であり、ひとり親世帯であるのに対し、他方では夫婦の世帯であるという点にある。その違いは、所得の源泉が1人であるか2人以上であるかという点である。以上のように、まず第1に、世帯類型により、所得の分布そのものに大きな違いがみられる点に注目する必要がある。

では、算定された「最低生計費」未満の割合は、世帯類型によりどのような特徴を示すのであろうか。図III-10-1をみると、上記の所得分布の低い層に多く分布がみられる若年単身世帯、高齢単身世帯、ひとり親世帯では、いずれも7割を超えている。それに対し、所得分布が比較的中間層に分布している30歳代夫婦のみ世帯、30歳代夫婦と未婚子1人世帯、40歳代夫婦と未婚子2人世帯、50歳代夫婦のみ世帯では、いずれも5割台以下である。その中間にある高齢夫婦のみ世帯では6割台となっている。

同じ基準で算定された「最低生計費」を尺度 として「最低生活費」未満の割合をみても、上 記の特徴がそのまま読みとることができる。

次に、算定された「最低生計費」から、生活 保護制度の教育扶助相当額、通勤費や労働組合 費といった実費控除額、医療扶助相当額、免除 されるNHK受信料、税金・保険料を差し引い た額を「保護基準相当額」としてみると、生活 扶助相当額と住宅扶助相当額といった基礎的生 活費の部分だけが残る。つまり、働いているか 否か、あるいは教育を受けている子どもがいる か否か、あるいは健康状態など、世帯の状態に よって生活費が異なる部分を除いて、共通部分 だけを取り出してみたのである。また、仮に、 算定された「最低生計費」を保護基準と考える ならば、上記の費目は控除されたり免除された り、あるいは別途必要に応じて支給されるので あり、それらを除いた額を「保護基準相当額」 として、保護基準と比較することもできる。

例えば、上記の「最低生計費」未満の割合は、 夫婦だけの世帯と夫婦と未婚子からなる世帯と では、教育費の比重が異なり、その結果として、 未満率はかなり異なるものとなっている。この 違いはそれなりに意味があるのであるが、教育 費の比重の違いを除去してみると、以下のよう に、未満率に違いは少なくなって現れることに なる。

図Ⅲ-10-2は、上記の「保護基準相当額」を 基準として、それ未満の割合をみたものである。 この図をみると、上記の所得分布の特徴がより 鮮明に現れている。つまり、夫婦のみ世帯や夫 婦と未婚子世帯といった、上記でみた所得分布 が中間層に多く分布している世帯類型では、「保 護基準相当額」未満の割合は、極めて低く、30 歳代夫婦のみ世帯では15.4%、30歳代夫婦と未 婚子1人世帯では23.0%、40歳代夫婦と未婚子 2人世帯では21.4%、50歳代夫婦のみ世帯では 22.7%となる。ほぼ2割前後の未満率というこ とになる。それに対し、単身世帯やひとり親世 帯といった所得の低い層に多く分布していた世 帯類型では、「保護基準相当額」未満の割合は、 きわめて高いことが分かる。若年単身世帯では 59.4%、高齢単身世帯では74.2%、30歳代母親 と未婚子1人世帯では66.1%となっている。そ の差は歴然としている。

それは、図III-10-3をみても明らかである。前記でみた「保護基準」を尺度としてみた場合、「保護基準」未満の割合は、単身世帯やひとり親世帯ではきわめて高く、逆に、夫婦のみ世帯や夫婦と未婚子の世帯では、きわめて低いのである。

これら分析から分かることは、第1に、同じ 基準で算定した「最低生計費」の「保護基準相 当額」で、これだけの未満率の違いが現れてく るのは、その額が高いか低いかという額の水準 の問題ではなく、「保護基準相当額」未満の世帯 がそれだけ存在することを意味している。

第2に、単身世帯やひとり親世帯といった、 働き手や所得の源泉が少ない世帯では、それだ

け未満率が高くなる可能性がきわめて高いことを証明している。こうした世帯では、「保護基準相当額」未満あるいは「保護基準」未満といった「貧困」に陥る可能性が高いことを意味している。逆に、働き手が複数存在している場合には、「貧困」に陥る可能性がきわめて低いことを証明している。

第3に、夫婦のみ世帯や夫婦と未婚子世帯で は、確かに「保護基準相当額」や「保護基準」 未満に陥る危険性が低いのであるが、実際に、 税金や保険料を支払い、教育費などを支払うと、 「最低生計費」未満になってしまう所得階層が多 く存在していることも事実である。これらの所 得階層をボーダーライン層ということができる とすれば、そのボーダーライン層は、上記の単 身世帯やひとり親世帯ばかりでなく、これら比 較的安定しているとみられる夫婦のみ世帯や夫 婦と未婚子世帯にも数多く存在しているのであ る。「最低生計費」未満と「保護基準」未満の差 をみると、20歳代単身世帯で16.7%、30歳代夫 婦のみ世帯で18.3%、30歳代夫婦と未婚子1人 世帯で30.2%、40歳代夫婦と未婚子2人世帯で 28.1%、50歳代夫婦のみ世帯で15.3%、30歳代 母親と未婚子1人世帯で17.4%、70歳代単身世 帯で26.7%、70歳代夫婦のみ世帯で41.4%とな る。子供を持つ中高年世帯と、高齢者世帯で特 にボーダーライン層が多いのに気がつくのであ る。貧困は、特別な世帯だけでなく、前記の家 計の硬直化の問題をもつ一般階層も含めて貧困 化していく、重層的階層構造として理解する必 要がある。

第4に、「家族」の相互扶助機能への依存が、今日においても、大変強いことがわかる。賃金や年金が、必ずしも最低保障されていないため、家族が寄り添ってその肩代わりをしているとみることもできる。家族が最低保障を代替しているのである。しかし、家族を形成できないか、その家族が何らかの理由で崩壊した場合には、それができなくなることを物語っているのである。

第5に、それは、若年単身者が家族に依存し パラサイト・シングルとなる例にも現れている。 多くの若年者は、正規、非正規を問わず、低賃 金であるが故に、自立が困難となる可能性を高 める。次の図Ⅲ-11は、親と同居している同居率 を男女別、年齢階層別にみたものである。これ をみると、1999年と2004年とを比較すると、確 実に増加している。各年齢階層別にみると、男 性では、親との同居率は、20歳代後半で64.0% にも上っている。30歳代前半でも45.4%と半数 近い。30歳代後半でも3人に1人の割合である。 また、女性の方が男性に比べ各年齢階層とも1 割ほど低いことが分かる。彼らは、住宅費をは じめとして、食費の一部や場合によっては携帯 電話代などの基礎的生活費を親に依存している 可能性が高い。したがってまた、低賃金であっ ても、その収入のすべてを自由に使えることに もなる。そういった状況から、彼らをパラダイ ス・シングルと性格づける向きもあるが、しか し、彼らは、果たしてそれを望んでいるかどう かである。自由とはいえ、彼らは自分の人生の 目的や価値、見通しをもつことができるのであ ろうか。そういった選択が自由にできることが、 本来の自由(何々への自由=積極的自由)と言 えるであろう。自立できる最低生活が保障(貧 困からの自由=消極的自由・解放) されること が大切であり、その上ではじめて本来の自由が 保障されるとみるべきである。自分自身が選択 した価値や目的、人生設計が、その人の「人格」 を形成するとすれば、そうした人格の形成が十 分にできているかが問われなければならない。 いうまでもなく、パラサイト・シングルの問題 は、彼らの人格の形成ばかりでなく、キャリア 形成にも大きく影響するであろうし、晩婚化や 少子化の要因ともなっているのである。

若年単身者のパラサイト・シングル化の問題は、また、最低賃金などの最低生活保障が欠如していることと関係していることはすでにみた通りである。その代替を家族が行っているのである。しかし、他方では、家族の小規模「核家族」化が進行し、家族の相互扶助機能は脆弱化していることも事実である。家族がどこまで最低生活保障の欠陥を代替できるのか、といった問題を投げかけているのである。それは、家族が崩壊した場合に最も良く現れることになる。

離婚や死別など何らかの理由でひとり親家族となった場合、あるいは家族が崩壊してバラバラになった場合、そこまでいかないにしても、仕事を求めて生まれ故郷から一人離れて生活しなければならない場合、こうした場合には、当然のことながら家族による最低生活保障の欠陥ととなり谷間ができて、その谷間に落ち込んでしまう危険性が高くなることを意味している。その結果は、例えば、日雇派遣の若者達が、大都会の中で「ネットカフェ難民」となっていることに典型的にみられる現象である。

主に、今日の「貧困」が、単身世帯やひとり 親世帯に強く現れている現象であることに、重 ねて注意する必要がある。生活保護制度と合わ せて、最低賃金制度や最低保障年金制度がそれ だけ重要性を増していることを意味しているの である。

5. ナショナル・ミニマムの実現 ーその「要」としての「最低生計費」ー

(1)ナショナル・ミニマムとは何か

国民の最低生活保障といった場合、全国民の生活を包括的に保障することが必要となる。それがナショナル・ミニマムといえる。前記の「生活の質」を達成するためには、財や所得に加え人間存在の多様性への社会的配慮が欠かせない。その点を考慮して、現代の生活を包括的に保障するためには、第1に、社会保障制度による所得の最低限保障に加え、第2に、個々人の身体的・精神的特徴の違いへの配慮として、社会福

祉サービスが必要となる。第3に、個々人の置かれている社会状況の違いへの配慮の一つとして、生活の一般的条件・基盤=「生活基盤」として、住宅や教育、医療、水道・電気・ガスなどの社会的共同生活手段をいかに確保するかということが必要となる。第4に、その社会的状況の違いへのもう一つの配慮として、人種差別や性差別、階級差別のない社会の実現が必要となる。こうした包括的な生活の最低限保障こそが、ナショナル・ミニマムの構成要素なのである。

(2)その「要」としての「最低生計費」

ここでは、ナショナル・ミニマムの「要」として、所得の最低保障である「最低生計費」を位置づけた。その前提となるのが第2から第4までの構成要素である。したがってまた、前提の諸制度が変われば、「最低生計費」も変わる性格のものである。

この「最低生計費」を機軸として最低賃金、 生活保護基準、最低保障年金、課税最低限(生 活費非課税)、保険料の減免、就学援助、生活福 祉資金貸付などの諸制度の実現を図る必要があ る。それはまた、最低賃金のように労働者だけ の問題ではなく、中小業者の問題でもあり、高 齢者、低所得者、母子世帯など、全国民の問題 であり、「最低生計費」を機軸として、これら全 国民が共同して実現を図らなければならない問 題である。それ以下を許容できない「最低生活 の岩盤」の構築でもある。それは、全国民的な 広い連帯なくしては実現不可能な問題でもある。

図III-10-1 「最低生計費」未満の世帯の割合 単位:% 90.0 82.5 80.0 76.1 74.6 70.0 62.7 60.0 54.8 50.0 44.0 39.9 40.0 31.2 27.4 30.0 20.0 10.0 0.0

資料: 前図に同じ

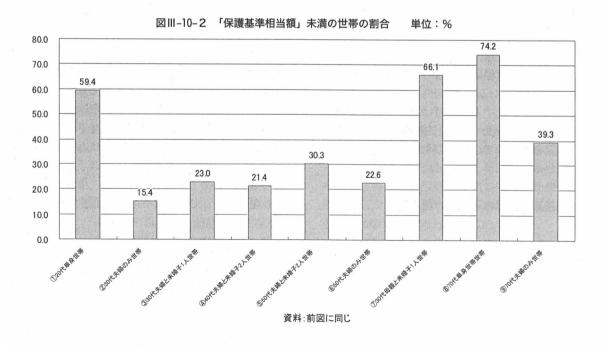
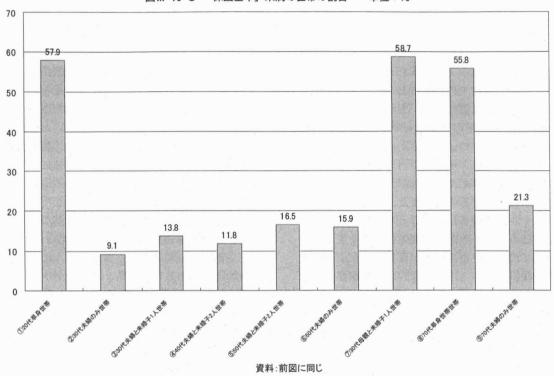
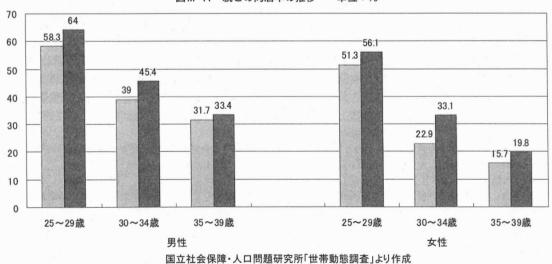


図 III-10-3 「保護基準」未満の世帯の割合 単位:%



図Ⅲ-11 親との同居率の推移 単位:%



□1999年 ■2004年